



事 務 連 絡
平成22年10月4日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成22年厚生労働省告示第362号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- 2 1により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 834	4, 109	2, 789	36	15, 768

(参 考)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	外用薬	イナビル吸入粉末剤20mg	ラニナミビルオクタン酸エスデル水和物	20mg 1 キット	2,080.50